

# 岐阜県公報

## 目 次

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表  
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監 査 委 員)  
( 同 )  
四 一<sup>ページ</sup>

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十九年六月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県監査委員	篠 田 徹
岐阜県監査委員	松 岡 正 人
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

号 外 (三) 平 成 二 十 九 年 七 月 二 十 八 日

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十九年七月二十八日

第 1 監査実施機関数

知事直轄部	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	検査事項
総務部	—	—	—	—	—	—
清流の国推進部	1	0	0	0	0	0
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	—	—	—	—	—	—
健康福祉部	7	1	1	4	1	3
商工労働部	—	—	—	—	—	—
農政部	1	1	0	2	2	0
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	—	—	—	—	—	—
都市建設部	1	0	0	0	0	0
県事務所	1	0	0	0	0	0
教育委員会	7	2	5	9	2	7
警察本部	2	2	0	2	2	0
その他	1	0	0	0	0	0
合計	21	6	6	17	7	10

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
  - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
「—」は、当月監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、10機関において、7件の指摘事項及び10件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 清流の国推進部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東京事務所	平成29年6月16日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 健康福祉部 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
食肉衛生検査所	平成29年6月8日	中央子ども相談センター	平成29年6月19日

西濃子ども相談センター	平成29年6月19日	中濃子ども相談センター	平成29年6月19日
東濃子ども相談センター	平成29年6月19日	飛騨子ども相談センター	平成29年6月19日
女性相談センター	平成29年6月19日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
中央子ども相談センター	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件3,294円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
中濃子ども相談センター	指導事項	公用車の管理において、修繕料115,884円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として92,504円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

3 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
揖斐農林事務所	平成29年6月13日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
揖斐農林事務所	指摘事項	清流の国さふ森林・環境基金事業補助金(里地里川生態系保全支援事業)の交付事務において、本事業を実施する団体の経常的運営に要する経費(本事業の実施に直接関係しないもの)は対象としないとの規定があるにもかかわらず、一部対象としている経費が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当及び夜間手当を支給していたことにより、時間外勤務手当2件33,931円が支払不足、夜間勤務手当1件

1,141円が過払となっていた。
2 旅行中の移動時間に対する時間外勤務手当等を支給したことにより、2件6,032円が過払となっていた。
3 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当が支給されているものがあつた。

4 都市建設部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東部広域水道事務所	平成 29年 6月 15日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかつた。

5 県事務所 (1機関)

実施機関名	実施年月日
掛妻県事務所	平成 29年 6月 13日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかつた。

6 教育委員会 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
大垣工業高等学校	平成 29年 6月 8日	海津明誠高等学校	平成 29年 6月 19日
八百津高等学校	平成 29年 6月 12日	東濃実業高等学校	平成 29年 6月 12日
瑞浪高等学校	平成 29年 6月 9日	東濃フロンティア高等学校	平成 29年 6月 9日
東濃特別支援学校	平成 29年 6月 9日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
大垣工業高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、旅行目的地で正規の勤務時間外に現に勤務したことを明確に確認することなく、時間外勤務手当 1,581 円を支給していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
海津明誠高等学校	指摘事項	高等学校授業料の収入事務において、高等学校等就学支援金の受給資格を新たに認定したことにより還付が必須となつた授業料 (2件19,800円) の還付手続が、認定日から約10か月遅延していたので、今後は適正に処理されたい。

指導事項	指導事項	内 容
卒業証明書等交付事務において、処理状況の進捗管理を行う証明書交付処理簿が正確に記録されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料153,144円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料153,144円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
毒物及び劇物の管理事務において、「理科薬品の保管管理規定」に基づき、その保管状況の確認を年3回行うこととなっているが、平成 26年 9月 28日以降の確認が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,393円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料39,312円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
特別支援教育就学奨励費の支出事務において、委任状を撤することなく、保護者から依頼を受けた者の口歴へ支払っていたので、今後は適正に処理されたい。	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料20,088円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料20,088円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

7 警察本部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
養老警察署	平成 29年 6月 8日	可児警察署	平成 29年 6月 12日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
養老警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として 81,799 円の費用負担が発生し、また、修繕料 178,275 円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
可児警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として 40,300 円の費用負担が発生するとともに公用原動機付自転車が盗車(評価額 100,000 円、うち相手方負担分 90,000 円)となつており、また、修繕料 224,348 円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 その他 (1 機関)

実施機関名 選挙管理委員会掛斐地 方事務局	実施年月日 平成 29 年 6 月 13 日
-----------------------------	---------------------------

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により  
岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったの  
で、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県監査委員	篠	田	徹
岐阜県監査委員	松	岡	正
岐阜県監査委員	山	本	泉
岐阜県監査委員	藤	良	寛
岐阜県監査委員	杉	山	祐
			子

I 平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成28年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	86	85	0	1
指導事項	112	112	0	0
検討事項	9	6	1	2
計	207	203	1	3

※ 「今回措置を講じたもの」については、平成29年 7月 7日に岐阜県公安委員会委員長から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所

管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成28年度

(1) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

警察本部

機関名	監査結果	講じた措置
刑事総務課	犯罪捜査に関して押収した証拠品等(以下「証拠品」という。)は、犯罪の立証のための重要な資料であり、その押収の継続は所有者等の私法上の権利に関わるものであるため、その取扱い及び保管には特に慎重を期さねばならないところであるが、保管場所が不足している警察署、あるいは今後不足することが懸念される警察署が散見された。また、保管方法が適切でなかったことにより、証拠品の車両を損傷させた事例も発生していた。保管場所の不足は、証拠品の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸につながり、証拠価値の低下は、犯罪立証の成否に大きく影響を及ぼすおそれがある。また、証拠品の保管が長期化する傾向にあることから、保管場所の必要な規模につ	証拠品の保管に関しては、将来的には保管限度を超える警察署が予想されるが、現在のところ証拠車両や長大物件を除き逼迫する状況ではない。 しかし、捜査関係の保管庫には、証拠品の他に保管期限を有する検閲関係の書類等も保管することとなり、そのことが保管庫確保の必要性を加速化させている。 各警察署の保管負担を軽減するには、他県で実施しつつあるような「証拠品等保管センター(通称)」を設置し、証拠品の一部を一括管理することが必要である。 また、同センターには、車両などの長大物件を含む証拠品の保管場所の確保とともに、証拠品の劣化等を軽減する構造

いて精査するとともに、保管場所のさらなる確保及びその管理方法について検討された。

で、かつ、セキュリティ面でも万全を期した施設が望ましい。  
現在、一括管理にかかわる施設の規模や体制、保管要領等を再検討した上で、将来の保管場所を選定するため、警察本部の関係課に対して、候補地及び施設の確保について要望をしているところである。

平成二十九年七月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社